

8-(1)	保険者が保有する診療報酬明細書等の開示請求に係る手続きの簡素化
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	個人情報保護に関する法律 第23条第1項、第25条第1項、第29条第3項 等
要望の具体的内容	<p>生命保険会社が被災した加入者の代理人として、保険者に対して診療報酬明細書の開示請求を行う場合、手続きの簡素化等により柔軟に対応をするよう行政から各保険者に対して働きかけをしていただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・民間生命保険の加入者で、震災前に入院・手術等の支払事由に該当していたが、病院が被災したため診断書が発行してもらえない、または、震災後に入院・手術を行っているものの、病院が被災者救済のため多忙であり診断書が発行してもらえないといった事態が想定される。 ・これに対し、保険者が保有する診療報酬明細書等の情報があれば、入院・手術の事実や病名等を確認でき、診断書の発行を待たずに迅速な保険金支払が可能となる。 ・保険者は、個人情報保護法の規定に従い、診療報酬明細書の開示請求手続きを定め、本人確認書類のほか、代理人の場合には、委任状、印鑑登録証明書等の書面提出を求める例が多い。 ・しかし、被災により加入者本人が請求手続きを取れない場合が想定される。また、生命保険会社が代理人として請求する場合も、指定された書面準備に係る加入者本人の負担が大きい。被災者支援の観点から、診療報酬明細書等の開示請求にあたり、保険者の柔軟な対応が期待される。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局医療課